

障害者福祉 「支援費制度」

4月からスタートします

4月から障害者福祉のサービスが「支援費制度」に変わります。同制度は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを提供する制度です。すべてのサービスが同制度に変わるわけではなく、「ホームヘルプ等」や「デイサービス」、「短期入所」、「施設」などのサービスが対象です。介護保険受給対象者は、介護保険のサービスを優先しての利用になります。

《支援費制度でのサービス利用の手続き》

- ① サービスの情報収集や相談窓口で相談をします
- ② 市に支援費支給の申請をします
- ③ 市の調査員が障害の種類・程度や利用者の環境等を調査します
- ④ 支給決定され、受給者証を交付されます
- ⑤ 利用者が利用したい事業者や施設を決め、契約をします
- ⑥ サービスを利用し、利用料を事業者を支払います

した人には、順次受給者証を送付しています。問合せは障害福祉課(0798・35・3157) 障害新制度準備室(0798・35・3767)へ。

住まい支援制度

住宅取得・補修の際の融資あっせんなど

市は、住宅を取得したり補修する場合に融資あっせんを実施しています。また、震災復興基金の利子補給など住宅再建の補助金の受付も行っていきます。問合せは市住宅政策課(0798・35・3772)へ。

市の住宅資金融資 あっせん特例

阪神・淡路大震災被災者向けの特例融資は、平成16年度まで受け付けます。

震災復興基金の利子補給など3事業

阪神・淡路大震災復興基金は、既に実施している次の3事業です。

① 利子補給：被災者向けの住宅資金(建設・購入)を借り入れ、一定の条件を満たす人を対象に、原則として5年間の利子補給をします(平成14年度末までの被災認定書の発行申請を条件とする、住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資などにかかる利子補給の申請については、平成18年3月31日まで受け付けます)

② 高齢者住宅再建支援事業：高齢のため融資を受けることができない自己資金で自宅を再建した人を対象に、57万円を限度として補助金を交付します

③ 住宅債務償還特別対策事業(重ローン対策事業)：被災時に住宅ローンの未償還残高があり、再建のため新たにローンを利用した人を対象に一定の条件を満たす場合、助成金を交付します

前記①・③の受付は、原則として融資を受けた金融機関で行います

市の住宅資金融資あっせん制度の概要

制度名	融資限度額	融資年利率	返済期間
個人住宅資金融資あっせん(建設・購入)	特例分(被災者向け) 1500万円	2.8% (固定)	25年以内
	全・半壊(焼) 2(200万円以内の割増しあり)	3.2% (固定)	25年以内
住宅整備資金融資あっせん(補修・増改築)	通常分(一般向け) 600万円	2.4% (固定)	10年以内
	特例分(被災者向け) 一部損壊可	3.2% (固定)	10年以内

融資あっせんにあたり、保証や担保など各金融機関指定の条件が加わることがありますので事前に取扱金融機関との協議が必要です
(注) 1 住宅金融公庫災害復興融資、ひょうご県民復興ローンのいずれかの被災住宅に関する認定書があれば一部損壊でも可
2 バリアフリー住宅または65歳以上の人が同居する場合

西宮わくわく祭

6日を中心に夙川公園周辺で

今年もこの季節がやってきました

西宮さくら祭が、4月6日を中心に夙川公園などで開催されます。今年で37回目になります。様々な舞台のほか、ウォークラリーなど野外イベントも行い、明るく健康的に過ごせます。

市協会主催イベント

- ① さくらフェスタ2003 & お楽しみ抽選会 6日の午後1時~4時に夙川公園市民ホールで。ノボテル甲子園宿泊券等が当たる抽選会(午後0時半から先着200人に抽選券を同ホール入口で配布)や、よさこいグループ・阿波踊りの舞台など
- ② 写真撮影会 6日午前の部は9時50分に、午後の部は0時50分に、いずれも片鉢池北側に集合。西宮芸術文化協会会員などが指導。雨天決行

みごとに咲き誇る桜の下で春を満喫しましょう



酒ミュージアム 春季展「桜賛歌」

4月5・6日には 市民優待も

西宮さくら祭協賛イベントとして、春季展・笹部さくらコレクション「桜賛歌」が、5月11日まで酒ミュージアムで開催されています。桜に生涯を捧げた故笹部新太郎氏のコレクションの中から約210点を紹介。「桜賛歌」様々な桜の意匠(デザイン)をテーマに、桜と文化のつどい。5月6日に夙川公民館で

主な地域・協賛イベント
桜と文化のつどい... 5月6日に夙川公民館で

1日から7日まで 越水浄水場で さくらの通り抜け

北山・丸山貯水池も一般開放
また、北山貯水池と丸山貯水池も一般開放しています。いずれも水道水源のため、場内でのバーベキューなどの煮炊きも、魚釣りなどはできません。また、自動車での来場、犬を連れての入場はご遠慮を。ごみは必ず持ち帰ってください。問合せは、北山貯水池に98・74・6616へ、丸山貯水池については北部水道事業所(078・904・2481)へ。

身近なところから 取り組みましょう

「西宮市地球温暖化対策実行計画」まとまる



同計画のイメージキャラクター

市は、このたび「西宮市地球温暖化対策実行計画」をまとめた。

同計画は、平成10年度から市が取り組んできた「西宮市役所エコプラン」の趣旨を継承するとともに、地球温暖化対策に重点を置いて、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制するための措置に関する計画として策定したものです。

地球温暖化に対処していくためには、市民、事業者、行政それぞれが地球温暖化防止の取り組みを進めることが大変重要になります。

環境保全課(市役所本庁舎8階)および各支所窓口で「身近な地球温暖化対策」を配布していますので、家庭での取り組みをお願いします。

なお、同計画は市のホームページ(アドレスは1面題字横参照)からダウンロードすることができます。

問合せは同課(0798・35・3479)へ。

《計画の期間》15年度から5年間

新たな制度ではまりません

《対象の範囲》市が行うすべての事務・事業活動

《削減目標》基準年度を13年度とし、19年度までに市の事務・事業活動から排出される温室効果ガス総排出量を4.0%削減する

《取り組み内容》地球温暖化対策にかかわるもの

電気・各種燃料使用量の削減

一般廃棄物焼却量の増加抑制

廃プラスチック焼却量の削減

西宮市役所エコプラン活動の継続

グリーン購入の推進

用紙類の使用量削減

庁舎から排出される廃棄物の減量化

上水使用量の増加抑制

公共事業における温室効果ガスの排出抑制